

平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体は、財政の健全性を判断するための指標(健全化判断比率)と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することとされています。

また、この各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等が必要になります。

I 健全化判断比率

全ての指標について、早期健全化基準を下まわっています。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
相模原市	赤字は無い	赤字は無い	4.7%	36.6%
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25%	400%
財政再生基準	20%	30%	35%	

早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定・公表をしなければなりません。

なお、平成21年度決算に基づく算定より、相模原市の団体区分が指定都市となり、将来負担比率の早期健全化基準が350%から400%へと変更となりました。

財政再生基準とは

実質赤字比率、連結実質赤字比率または実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体となり、財政再生計画の策定・公表をしなければなりません。また、地方債の発行が制限されます。

詳細は次ページ以降をご覧ください。

○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

対象となる会計		実質収支額
一般会計		5,475,022
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		21,804
実質収支額 計		5,496,826
一般会計等の実質赤字額	a	赤字は無い
標準財政規模	b	126,693,932
実質赤字比率	a / b	※1 —

※1 実質収支が黒字となり実質赤字額が生じないため、実質赤字比率は算定されません。

○ 連結実質赤字比率

全会計(財産区特別会計を除く)を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

対象となる会計	実質収支額	対象となる会計	資金不足・剰余額
一般会計	5,475,022	下水道事業特別会計(下水道勘定)	202,651
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	21,804	下水道事業特別会計(浄化槽勘定)	87,966
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	661,645	簡易水道事業特別会計	18,258
国民健康保険事業特別会計(直営診療勘定)	21,860	農業集落排水事業特別会計	4,793
老人保健医療事業特別会計	165,140	資金不足・剰余額 計 ②	313,668
自動車駐車場事業特別会計	72,656	連結実質収支額 ①+②	7,138,585
介護保険事業特別会計	241,970	連結実質赤字額 a	赤字は無い
後期高齢者医療事業特別会計	164,820	標準財政規模 b	126,693,932
実質収支額 計 ①	6,824,917	連結実質赤字比率 a / b	※2 —

※2 連結実質収支が黒字となり連結実質赤字額が生じないため、実質赤字比率は算定されません。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、算定初年度(平成19年度決算)から、全会計で赤字は発生していない。

○ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:千円)

決算年度		平成21年度	平成20年度	平成19年度
地方債の元利償還金		19,572,224	19,522,003	19,567,871
準元利償還金		4,124,874	3,843,765	4,096,289
元利償還金・準元利償還金 計	a	23,697,098	23,365,768	23,664,160
特定財源	b	6,380,142	6,506,320	6,394,965
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	c	12,037,071	11,600,433	11,236,891
標準財政規模	d	126,693,932	128,976,473	127,031,132
実質公債費比率(単年度)	$\frac{a-(b+c)}{d-c}$	4.6%	4.5%	5.2%
実質公債費比率(3か年平均)		4.7%	5.0%	4.8%

準元利償還金とは

公営企業債の償還に充当された一般会計等からの繰出金や、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等。

平成21年度は前年度と比べ、元利償還金・準元利償還金ともに増加し、単年度の実質公債費比率は0.1ポイント増加しているものの、3か年平均では平成20年度と比べ0.3ポイント改善しました。

○ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:千円)

決算年度		平成21年度	平成20年度	増減
地方債の現在高		195,395,062	188,763,330	6,631,732
債務負担行為に基づく 支出予定額		24,256,228	23,503,584	752,644
公営企業債等繰入見込額		47,898,349	49,654,425	▲ 1,756,076
組合等負担等見込額		0	0	0
退職手当負担見込額		43,054,322	44,899,098	▲ 1,844,776
設立法人の負債額等負担見込額		3,104,729	3,605,033	▲ 500,304
連結実質赤字額		0	0	0
組合等連結実質赤字額負担 見込額		0	0	0
将来負担額 計	a	313,708,690	310,425,470	3,283,220
充当可能基金額		27,232,402	27,524,614	▲ 292,212
特定財源見込額		90,034,526	86,214,950	3,819,576
地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額		154,469,857	147,551,053	6,918,804
充当可能基金額等 計	b	271,736,785	261,290,617	10,446,168
標準財政規模	c	126,693,932	128,976,473	▲ 2,282,541
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	d	12,037,071	11,600,433	436,638
将来負担比率	$\frac{a-b}{c-d}$	36.6%	41.8%	▲ 5.2

平成21年度は前年度と比べ、臨時財政対策債や国の補正予算に係る起債の発行により地方債残高が増額しているものの、公営企業債等繰入見込額や職員定数の減に伴う退職手当負担見込額が減少したことなどにより、平成20年度と比べ5.2ポイント改善しました。

II 資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

対象となる会計	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計(下水道勘定)	資金不足は無い	20%
下水道事業特別会計(浄化槽勘定)	資金不足は無い	
簡易水道事業特別会計	資金不足は無い	
農業集落排水事業特別会計	資金不足は無い	

経営健全化基準とは

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化団体となり、基準以上となった公営企業ごとに、経営健全化計画の策定・公表をしなければなりません。

資金不足比率は、算定初年度(平成 19 年度決算)から、全ての公営企業会計において資金不足は生じていません。